

令和8年度（第4回） 新居浜市職員採用候補者登録試験案内



新

しい力、
あなたの元気・やる気・本気で
居浜市を変える！新居浜市が変わる！

新居浜愛あふれる皆様のご応募お待ちしております！ 新居浜市長 古川拓哉

受付期間	令和8年9月28日（月）10時00分～10月19日（月）23時59分 ※すべての試験区分において、インターネットによる電子申請（パソコン又はスマートフォン等）で申込みをしてください。
第1次試験	令和8年11月1日（日）

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

申込みできる試験区分はいずれか一つに限ります。なお、採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務（上級）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。
土木技術（上級）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
保育士・幼稚園教諭 （上級・中級）	若干名	保育園等に勤務し、保育士業務に従事、又は幼稚園に勤務し、幼児教育業務に従事します。

2 受験資格

- （1）日本国籍を有しない人も受験できます。
- （2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
（9 参考 地方公務員法抜粋を参照）
- （3）新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当するもの

試験区分	学 歴 等	年 齢
一般事務（上級） 土木技術（上級）	学校教育法による4年制大学（大学院）を卒業した者又は令和9年3月に卒業見込みの者 注1	平成9年4月2日以降に生まれた者
保育士・幼稚園教諭 （上級・中級）	保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する者又は令和9年3月31日までに保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を取得する見込みの者	

注1 上級における大学卒業（卒業見込みを含む。）の者には、高等専門学校専攻科卒業（卒業見込みを含む。）かつ学士の学位取得（取得見込みを含む。）者を含みます。

また、土木技術（上級）については、採用後、技術的職務に従事することとなるため、当該職種の専門試験を受験していただきます。

3 試験の方法

段階	内 容	
1 次 試験	公務員として必要な一般知識・知能及び各試験区分に応じて必要な専門的知識について、筆記試験を行います。	
	(1) 筆記試験	各試験区分の試験科目、出題分野は、 別紙1 を参照してください。
	(2) パーソナリティ検査	第2次試験以降の参考とするもので、第1次試験の結果には影響しません。
2 次 試験	第1次試験の合格者を対象に11月下旬ごろ実施の予定です。	
	(1) 作文試験	指定されたテーマによる作文作成
	(2) 口述試験	面接試験など 保育士・幼稚園教諭については、保育実践を含む

4 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	令和8年11月1日（日） 9時45分～16時30分 （試験区分によって開始・終了時間が異なります。 別紙1 参照）	新居浜市 消防防災 合同庁舎	令和8年11月下旬に本庁舎及び別子山支所掲示板に掲示するほか、受験者全員に通知します。 また、新居浜市ホームページにも掲載します。
第2次試験	第1次試験に合格した方に通知します。		

※第1次試験の結果（本人の点数、順位、合格者の最低点）をお知らせすることができます。
希望される方は、エントリーフォームで選択してください。
ただし、第1次試験合格者は除きます。

5 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。この名簿の有効期間は、原則として令和9年4月1日から令和10年3月31日までとします。

採用予定日は原則令和9年4月1日です。

- (2) 所定の時期までに卒業しなかった場合又は資格若しくは免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていないものは、採用されません。

6 給 与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

上級（22歳）	232,000円 程度
中級（20歳）	216,500円 程度

なお、職務経験者の初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴や経験年数などにより決定されます。

7 問い合わせ先及び受験手続

新居浜市 総務部人事課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL：0897-65-1213 MAIL：jinji@city.niihama.lg.jp

月曜日から金曜日まで（祝日除く）、午前8時30分から午後5時15分まで

新居浜市 HP <https://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>

インターネットによる電子申請（パソコン又はスマートフォン）で申込みをしてください。

申込方法	詳細については、 別紙2 「新居浜市職員採用候補者登録試験申込方法」をご確認ください。
受付期間	令和8年9月28日（月）10時00分～10月19日（月）23時59分

8 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

- (1) 公権力の行使に該当する職務

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許

可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

(2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

9 参考（地方公務員法-抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験者のみなさんへ

（ 注 意 事 項 ）

- 1 試験当日は、受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- 2 試験当日は、試験会場への車の乗り入れは御遠慮ください。
- 3 新居浜市消防防災合同庁舎は建物内全面禁煙になっております。
- 4 昼食は各自で準備してください。

※ 受験票は、印刷して必ず持参してください。

※ 試験開始時間に間に合わなかった場合、原則として受験を認めておりませんので、余裕をもって試験会場にお越しください。

特に、遠方から受験される皆様には、天候や交通機関の運行状況にご注意いただき、事前に試験会場近郊に宿泊されることなどもお勧めします。

※ 台風等の災害及び感染症の状況等により、やむを得ず試験日程等の変更をする場合は、新居浜市のホームページとマイページ（新居浜市職員採用候補者登録試験申込専用サイト）でお知らせします。